



令和3年8月20日

精華町教育委員会
教育長 川村 智 様

精華町教育委員会所管施設

指定管理者評価委員会

委員長 石倉 研



精華町教育委員会所管施設指定管理者評価委員会における審査及び
検証結果について

本委員会は、精華町教育委員会所管施設指定管理者評価委員会設置要綱第2条の規定に基づき、下記施設に係る指定管理者制度継続採用の妥当性について審査及び検証を行いましたので、その結果を下記のとおり報告します。

記

1 公の施設の名称

精華町立体育館・コミュニティーセンター及び町内体育施設

- ①精華町立体育館・コミュニティーセンター
- ②打越台グラウンド・テニスコート
- ③池谷公園多目的コート
- ④木津川河川敷多目的広場

2 指定期間

平成30年4月1日から令和5年3月31日までの5年間

3 審査及び検証対象期間

平成30年4月1日から令和3年3月31日までの3年間

4 審査及び検証方法

検証対象期間において指定管理者から提出された事業報告書、教育委員会によるモニタリング評価結果、本委員会で評価した結果等により審査するとともに検証を実施した。本委員会の委員3名により、議論を尽くす中で、十分な審査及び検証が実施できたものと考える。

なお、本委員会は、指定管理者制度継続採用の妥当性を検証するものであり、指定管理者の適否や法人自体の評価は実施していない。

5 審査及び検証結果

検証の結果、当該施設の管理・運営において指定管理者制度等による効果が認められるものであり、指定管理者制度を継続採用することが妥当であると判断した。

なお、当該施設の指定管理者制度がさらに充実したものになるよう、次期の指定管理者を公募、選定する際に検討されたい点についても、次のとおり本委員会の意見として記すこととした。

【制度の効果及び評価した点】

- ①むくのきセンターの利用者数は、制度導入前、指定管理第1期の平均値と比べても増加傾向にある。
- ②生涯学習拠点の役割を十分理解し、スポーツ教室や文化講座など自主事業に継続的に取り組み、事業内容の充実と収入確保を実現されている。
- ③ホームページを活用した情報発信や利用者ニーズに基づく取組を行い、施設利用者の利便性が向上している。
- ④利用料金収入、自主事業収入ともに増加させ、收支のバランスをとりながら人員体制を強化し、安定した運営が行えている。
- ⑤包括的に維持管理業務を委託し、専門的、効率的で適切な施設管理を行う一方で、職員等で対応可能な維持管理業務は職員や会員が協力して実施することで経費節減に努められている。

【公募、選定時に検討を要する意見】

- ①むくのきセンターは、生涯学習の拠点施設であるので、コロナ禍においても住民のスポーツ振興、文化発展・向上に寄与する事業展開についての方針を明確にすること。
- ②公共サービスの担い手として、教育委員会等と円滑な連携を図り、施設の維持管理、修繕等について効果的な対応を図ること。
- ③教育委員会は、指定管理者と連携して各施設の経年劣化等の状況を的確に把握し、計画的な修繕対応とその財源確保に努めること。